

## 第38回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

－ 今後の河川敷地利用を考える －

- 開催日 平成25年9月4日(水)
- 時間 13:30～16:20
- 場所 ウイングプラザ 4階 研修室D

### － 議事次第 －

1. 開会
2. 河川管理者からの報告
3. 議事
  - 1) 委員長、副委員長の選出
  - 2) 野洲川改修記念公園の更新申請に係る審議
    - (1) 現地調査 <現地調査資料>
    - (2) 第37回委員会活動の整理事項 <資料－1, 2, 3>
    - (3) 野洲川改修記念公園に関する申請説明書及び審査結果一覧表の説明 <申請説明書、資料－4, 5>
    - (4) 質疑
    - (5) その他
4. その他 <参考資料－1>
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. 委員会の今後のスケジュールについて <参考資料－2>
7. 閉会

#### ○配布資料

- ・議事次第
- ・資料－1 第37回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・資料－2 第37回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・資料－3 平成23年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について
- ・資料－4 前回意見書(抜粋)
- ・資料－5 審査結果一覧表
- ・申請説明書
- ・参考資料－1 野洲川河川公園(野洲市)の用途変更について
- ・参考資料－2 今後のスケジュールについて
- ・現地調査資料

○河川保全利用委員会 委員の紹介(五十音順)

氏名	所属	分野	備考
市木 敦之	立命館大学 理工学部	自然環境[水質]	
桐生 のぞみ		地域特性に詳しい者	公募
七里 啓史	滋賀県土木交通部 河川・港湾室 室長補佐	自治体関係者	
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水[河川工学]	
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境[動物・植物]	
松村 順子	NPOおおつ環境フォーラム NPO滋賀環境カウンセラー 環境科学情報センター	地域特性に詳しい者	公募
三田村 緒佐武	滋賀大学 教育学部	自然環境[生態系]	
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他[都市景観]	

## 第37回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第37回河川保全利用委員会（H24.2.28）審議内容 （主な委員意見、決定した事項等）	第37回委員会での審議結果 （対応状況）	第38回河川保全利用委員会審議内容	第38回委員会配布資料
1) 第36回委員会活動の整理事項	◆資料-3「意見書（原案）」で確認・了承した。			
2) 野洲川立入(ﾀｲﾗ)河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の意見書（原案）に係る審議	<p>■意見書（原案）について審議を行った。 ・文言整理および「占用許可期限の更新についての意見」の審議を行った。</p> <p>●＜占用許可期限の更新についての意見＞について ※意見書（原案）の「占用許可期限の更新についての意見（案1）と（案2）」について審議を行った。 ・「なお書き」の部分は河川管理者に対する意見である。 ・「なお」以下を省く。 ・多数決の結果、意見書（原案）「占用許可期限の更新についての意見」については（案2）に決定する。</p> <p>●＜その他意見＞について ・追加資料として（資料4：①「自治体・利用者の意見を聞きながらの判断を重視すべき。」②「流域住民・利用者からのボトムアップ的な流域ガバナンスが必要」）の意見を提出した。 ・「野洲川の河川公園の縮小・廃止」ということが極めて重要な内容であり補足資料（資料4-1）を提出した。 ・淀川水系河川整備計画では「廃止」の文言はないが、琵琶湖河川事務所の手続きでは「廃止」が明記されている。上部組織で策定された整備計画を尊重すべきで「廃止」の文言は削除すべき。 ・淀川河川公園等においても廃止はもちろん縮小も提案されていない。 ・当委員会の基本理念・基本方針における審査判断では「満足しているとは言えず、引き続き検討を要する」とされているが、勇み足ではないか。 ・全て多数決で決めるのではなく、追加の意見は少数意見としての取り扱いとしたい。 ・琵琶湖河川事務所の委員会が作成した手引書に従って判断するのが、この委員会のスタンスで手引書の内容を議論する場ではない。 ・特定の価値観で評価するのがこの委員会の役割であり、保全の観点から今までの利用を見直すのがこの委員会である。 ・「廃止・縮小」は、各市が率先して考える内容でもあり、原案にこの文言が入っていても大きな問題にはならない。 ・「整備が必要」と言う部分を入れるとすれば、誰が行うべきか主語がないと分かりにくい。 ・「施設の自然化への取り組み、施設の縮小・廃止に向けた取り組み、川に活かされた利用の取り組み」が「具体的行動に結びつく環境改善」ではないか。</p>	<p>■意見書（原案）の審議を行い、対象となる3公園について、審議内容を反映させた意見書が承認された。</p> <p>■最終的に河川管理者に提出される意見書は、3月15日を目途に提出予定。</p>	野洲川改修記念公園（守山市）の更新申請に関する審議 ＜許可期限＞平成26年3月31日まで	-
3) その他	<p>・河川管理者は、正式な意見書となった場合、当委員会の意見を踏まえながら総合的に判断して許可書に反映するのは、今回の許可からとなるのか。 ・廃止はないと考えているが、場合によっては色々な組織や団体に訴えて行きたいと思っている。 ・審査表や審査の手引きなど、いいものであれば近畿一円でオーソライズしたらいいと思う。 ・それぞれの事務所や官庁では、情報等に関して横の流れを大事にして頂きたい。まずいところを改善して行くのがこれから行政のやり方。</p>			
一般傍聴者からの意見聴取	・一般傍聴者からの意見は無し。	-	-	-
その他	・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	-	-	-

## 平成23年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について

<平成23年6月29日（第32回）～平成24年2月28日（第37回）の審議>

## ◆平成23年度の委員会審議対象公園

- ・野洲川立入河川公園（守山市）
- ・野洲川河川公園（野洲市）
- ・野洲川運動公園（栗東市）

## 1) 【審議対象公園に関する許可の経緯】

平成24年2月28日	第37回 河川保全利用委員会（平成23年度最終）		
平成24年3月15日	委員長より河川管理者に対して意見書を提出		
平成24年3月21日	河川管理者から公園占有者（栗東市）に意見書を参考とした説明		
平成24年3月23日	河川管理者から公園占有者（守山市・野洲市）に意見書を参考とした説明		
平成24年3月23日	公園に関する占有申請書を提出	野洲川河川公園（野洲市）	
平成24年3月28日	〃	野洲川運動公園（栗東市）	
平成24年3月30日	〃	野洲川立入河川公園（守山市）	
平成24年5月10日	許可書発行	→	野洲川河川公園（野洲市）
	〃	→	野洲川運動公園（栗東市）
平成24年5月30日	許可書発行	→	野洲川立入河川公園（守山市）

## 2) 【各公園占有者に対する検討依頼内容】

## ◆意見書の内容を参考とし、以下の点について検討の継続を依頼

- ①一部施設の自然化の検討
- ②類似施設との共有化による縮小廃止の調整協議の場の継続
- ③河川環境に対する公園利用者等の関心を高める具体策の計画の策定
- ④利用されていない、利用が少ない施設、過剰な構造物の撤去について検討の継続

## 3) 【今回の許可内容】

今回意見書で「前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である」とされたことを受け、次回の委員会審議（平成27年度）まで各占有者に検討を継続してもらうこととし、以下のとおり、従前と同内容の更新許可を行った。

## ○野洲川立入河川公園（守山市）

<主な許可施設：多目的広場、グラウンド、芝生広場、バスケットコート等>

<占有面積：100,035.55㎡>

<占有許可期間：平成24年4月1日から平成28年3月31日まで（4年間）>

## ○野洲川河川公園（野洲市）

<主な許可施設：多目的運動場、陸上競技場、テニスコート、グラウンドゴルフ場等>

<占有面積：139,181.10㎡>

<占有許可期間：平成24年4月1日から平成28年3月31日まで（4年間）>

## ○野洲川運動公園（栗東市）

<主な許可施設：陸上競技場、ソフトボール場、テニスコート、グラウンドゴルフ場等>

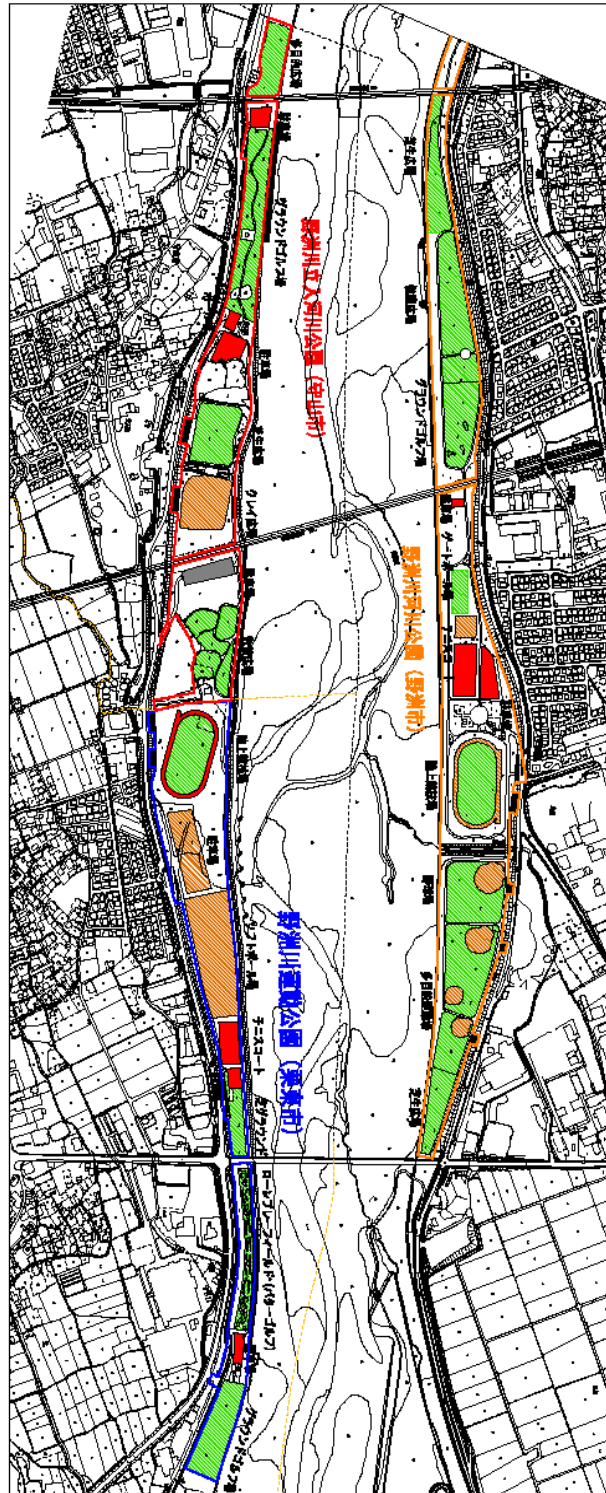
<占有面積：34,794.36㎡>

<占有許可期間：平成24年4月1日から平成28年3月31日まで（4年間）>

4) 【許可の条件：3公園共通】

- ◆淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、河川敷の占用にあたっては「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本に取り組むこと。

【平成23年度の委員会審議対象公園 位置図】



## 前回意見書（抜粋）（平成21年3月31日）

## 野洲川改修記念公園(守山市)

整備経緯・利用状況

占有許可申請施設は、旧野洲川南流における締切箇所ので防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の洪水の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。

委員会の考え

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占有許可の更新は妥当であると判断する。

## ■占有許可期限の更新についての意見■

委員会の意見

前回意見書(平成19年1月18日付け)で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、整備が確実に実施されることを要望する。

過去の審議経過

## 【平成18年度 占有許可期限更新に関する審議】

## ■意見書(平成19年1月18日)の意見と要望事項

## 【占有許可期限の更新に関連する要望事項】

・占有施設のため駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐輪場、駐車場の整備を検討されたい。

## 【平成20年度 占有許可期限更新に関する審議】

## ■意見書(平成21年3月31日)の意見と要望事項

## 【占有許可の更新に関連する要望事項】

・前回意見書(平成19年1月18日付け)で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、整備が確実に実施されることを要望する。

## ◆『平成20年度の審議において守山市から報告された検討結果』

- ①「駐輪場、駐車場が設置されておらず、駐輪場、駐車場の整備を検討」は、サッカー場を囲む道路等で縦列に駐車している状況から、一方通行により道路に駐車帯を確保する方法や、新たに駐車場が確保できるスペースの検討を行っています。
- ②駐輪場は駐車場に付随して施設として整備することを考えています。

# 審査結果一覧表

資料-5

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント(抜粋)	野洲川改修記念公園(守山市)		
					前回審査の判断	河川管理者による 審査意見	コメント欄
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	一部改善を実施しているが、さらなる改善が必要。	駐輪場、駐車場が確保され、改善が認められる。ただし、恒久的な駐車場管理に関する検討が必要。	
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤施設の活用状況を現地調査で確認する。	側帯であり、おおむね妥当である。	側帯であり、おおむね妥当である。	
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	縮小を検討する余地はある。	利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。	

B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	①堤内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。	
	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入力したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査はされていない。	代替地調査はされていない。	
	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	①代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	問題ない。	問題ない。（ラジコンヘリの使用禁止、路上駐車禁止に関する啓発看板を新たに設置）	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ③特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか（得るのか）。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。	地元に要望されている。	地元に要望されている。	



C 占用施設の 利用計画と 利用者等か らの検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	① 占用開始からの年数を確認する。 ② 施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	21年間になる。(問題は発生していない。)	25年間になる。(問題は発生していない。)	
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	① 申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ② 利用されていない施設・構造物があるか確認する。	変遷はない。	・利用者が少なくなったゲートボール場を縮小し(7面→3面)駐車場に転用。 ・駐車場の整備に伴い車止めポールを設置。	
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	① 現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 ② 現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。 ③ 迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板により明示されている。特に問題はない。	
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	① 自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。	近隣に類似施設がない。	近隣に類似施設がない。	
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	① 現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ② 自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③ 自由使用場所の維持管理方法を確認する。	適正である。	適正である。	
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	① 現地調査で現状の施設状況を確認する。 ② 施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。	資材は必要最小限とは言い難い。	適宜、補修されている。	
		C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	① 構造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	
	C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	① 現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ② 施設別の利用者数の増加・減少を確認する。	一部については把握されている。	一部については把握されている。	

C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。		
C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。		
C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。		
C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	①現地調査で設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ③障害者対応の施設であるか確認する。 ④アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	駐輪場、駐車場が確保されていない。検討中。	ゲートボール場を縮小し、駐車場を確保しているが、恒常的な利用はされていない。		
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設を確認する。 ④釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されている。	ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されている。	
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。	可能ではない。(側帯に設置された施設である)	可能ではない。(側帯に設置された施設である)	
	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	

		C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。	
	C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。	一部行われており、意見募集の案も提示されている。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聞いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	なされていない。(今後アンケートの実施が計画されている。)	利用者からの意見は把握している。	
D 環境・治水・利水を考慮した占有施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占有区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占有施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	調査はなされていないが影響はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく大気汚染の影響はない。	
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占有区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占有区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②排水暗渠の設置の状況を確認する。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	調査はなされていないが、農薬等は使用しておらず水質汚濁の影響はないと思われる。	
		D11-3	土壌汚染	占有区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占有区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 ③除草剤の使用をしていないか確認する。 ④害虫駆除の実績があるか確認する。	調査はなされていないが、農薬の使用は禁止されており影響はないと思われる。	調査はなされていないが、農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。	
		D11-4	地下水	占有区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	

D11-5	騒音・振動	占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	①騒音が発生する施設であるか確認する。 ②利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	
D11-6	悪臭	占有区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	①臭気を発生する占有施設であるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	
D12	地形改変	占有区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占有区域の地形特性に与える影響は軽微か。	①現状からの変更地形を確認する。 ②利用者の通路、車の通路の改変を確認する。	調査はなされていないが影響はない。	調査はなされていないが影響はない。	
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	①占有箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		
D14-1	陸生生物	占有区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占有箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②刈り込み時期、頻度を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われ、配慮が必要である。		
D14-2	水生生物	占有区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占有箇所付近の環境調査結果を確認する。	調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。	調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。	
D15	生態系	占有区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占有区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。	①河川敷全幅の占有使用がされているか確認する。 ②河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	調査はしていないが、影響は少ないと思われる。	調査はしていないが、影響は少ないと思われる。	
D16	環境復元	占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	①撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。	精査されておらず検討の余地がある。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	

	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	①作業車の重量、走行頻度を確認する。	作業車の利用はなく、影響はない。	作業車の利用はなく、影響はない。	
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		無線の利用はない。	無線の利用はない。	
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	①利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。		
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	①構造物の設置による支障の程度を確認する。	堤防側帯である。	堤防側帯である。	
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	堤防側帯である。	堤防側帯である。	
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的を実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	堤防側帯である。	堤防側帯である。	
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。		
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。	

D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	①河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ②在来植栽を生かした利用であるか確認する。	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。	
D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	①野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はない。野洲川災害を記録した記念碑が設置されている。	
D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化（伝承文化等）と共存可能か。	①地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ②放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能である。	共存可能である。	

※「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。